

放課後児童対策事業所短期臨時職員（主任代行指導員）  
募集要項

○募集内容

1. 職務内容

- のびのびルームの運営責任者として、のびのびルームの運営（1）～（5）を行う
- (1)年間活動計画の立案及び左記計画に基づく指導員への指導と援助
  - (2)ルームの安全管理と児童への安全指導
  - (3)ルーム運営責任者としての指導員への指導と管理
  - (4)保護者、学校等との連携
  - (5)その他業務上必要なこと

2. 受験資格

放課後児童支援員である者

（都道府県認定放課後児童支援員認定資格研修修了者）

※主任経験は問いません

3. 受験申込み

(1)提出書類（面接当日持参）

- ①団体指定の履歴書（必要事項記入、写真貼付）
- ②放課後児童支援員認定資格認定資格修了証

(2)出願方法

インディードからWEBエントリー、又は、事業団に電話による申込み

※提出書類は、一切お返しいたしません。

(3)申込締切 令和8年2月16日（月）正午

※締切後の申込は、一切お受けできません。

4. 選考方法等 面接試験1回（30分程度）

時 間	面接会場
<p><b>令和8年2月2日～2月20日</b> <b>(土・日・祝日を除く)</b> <b>9：00～12：00</b> ※事業団から、候補日時を連絡し、 調整の上、決定します。</p>	<p>(公財)堺市教育スポーツ振興事業団 堺市東区北野田1077 アミナス北野田3階 ※南海高野線「北野田駅」下車すぐ駅直結</p>

- ・申込者に、あらためて詳細をご案内します。
- ・身体に障害がある人で、試験会場において受験上の配慮を必要とする場合は、申込時に必ずその旨を申し出てください。

## 5. 結果連絡 令和 8 年 2 月 24 日までにご連絡します。

合否に関わらず、受験者に対し審査結果を連絡します。なお、合否に関するお問い合わせには応じられませんので、ご了承ください。

応募期間中に採用人数に達した場合は、募集を終了することがあります。

## 8. 雇用条件

### (1)雇用期間・勤務場所

① (期間) 令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで (更新しない)

(勤務場所) 北八下小学校のびのびルーム

※勤務成績等によっては、主任指導員に登用する場合がある。

② (期間) 令和 8 年 3 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日 (更新する場合がある)

(勤務場所) 事業団運営 25 ルームのいずれか

(更新した場合は、令和 8 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日)

※勤務実績等を踏まえ、年度を単位として雇用を更新 (最長 令和 10 年 3 月 31 日まで)

※勤務成績等によっては、主任指導員に登用する場合がある。

### (2)給料等

・時間給 1,568 円 (別途時間外勤務手当有)

・調整手当 月額上限 9,000 円 (処遇改善手当)

・賞与 無

・通勤手当 有 (月額上限 55,000 円)

・社会保険等 健康保険・厚生年金保険・労災保険・雇用保険 加入

・退職金 無

・年次有給休暇等 ①有

②3 月 1 日～3 月 31 日の間はなし

(更新した場合は、4 月 1 日付与あり)

### (4)勤務形態

・勤務時間 6 時間勤務

・午後 0 時 30 分から午後 6 時 30 分まで

・午後 1 時 00 分から午後 7 時 00 分まで

・勤務日 月曜日から金曜日

・勤務を要しない日

土曜日・日曜日

国民の祝日に関する法律 (昭和 23 年法律第 178 号) に規定する休日

12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの期間

※土曜日・学校長期休業期間・短縮授業等実施日については、

ルーム開設時間（午前 7 時 30 分から午後 7 時まで）を基本とし、業務の都合により、午前からの勤務や勤務時間外、及び勤務を要しない日等に勤務を命ずることがあります。  
※上記の他、業務の都合により必要がある場合は、配置転換を命ずことがあります。

## 9. その他

- (1)採用条件を満たさないことや申込書類の記入事項が正しくないことが判明した場合には、合格を取り消すことがあります。
- (2)選考の結果、適任者がいない場合は、採用しないことがあります。
- (3)当事業団は、令和 8 年 12 月 25 日までに施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和 6 年法律第 69 号。以下「こども性暴力防止法」といいます。）に基づく認定申請を行う予定です。当事業団が認定を受けた場合、本業務へ従事するに当たっては、こども性暴力防止法に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。  
特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）は、こども性暴力防止法に基づき、本業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、**当事業団の採用条件の一つとして、特定性犯罪の前科がないことを求めています。**  
このため、予め、採用選考過程において、誓約書や履歴書等により、特定性犯罪の前科の有無を確認いたします。

### ●問い合わせ先

〒599-8123  
堺市東区北野田 1077 アミナス北野田 3 階  
公益財団法人 堺市教育スポーツ振興事業団 教育事業部  
TEL (072) 294 - 6111 FAX (072) 237 - 6001  
ホームページアドレス <https://sakai-espa.com/>